

○枚方市国民健康保険一部負担金の減免等の措置に関する規則

平成17年3月31日

規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第44条第1項の規定に基づき、本市が行う国民健康保険に係る一部負担金の減免等の措置（以下「一部負担金の減免等の措置」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(減免等の措置の対象者)

第2条 一部負担金の減免等の措置を受けることができる者は、その属する世帯の世帯主（当該世帯の生計を主として維持する者を含む。）が次のいずれかに該当する被保険者であつて、市長が一部負担金の減免等の措置を行う必要があると認めるものとする。

(1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、次のいずれかに該当することとなったもの

イ 死亡し、又は障害者となること。

ロ 居住する住宅について全壊、全焼、大規模半壊、半壊、半焼、火災による水損及び床上浸水その他の著しい損害を受けること。

(2) 次に掲げる事由により、その属する世帯の収入が著しく減少したもの

イ 事業若しくは業務の休廃止又は失業

ロ 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作又は不漁

ハ 死亡、入院又は傷病

(平31規則38・全改、令6規則66・一部改正)

(減免等の措置の申請)

第3条 一部負担金の減免等の措置を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した一部負担金／免除／徴収猶予／申請書（第9条第2項において「免除等申請書」という。）により、市長にその旨を申請するものとする。

(1) 療養の給付を受ける被保険者の氏名、生年月日及び被保険者記号・番号

(2) 世帯主の氏名及び住所

(3) 療養の給付を受ける保険医療機関等（保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）の名称

(4) 一部負担金の減免等の措置を要する期間

(5) 一部負担金の減免等の措置が必要となった理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類のうち、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

- (1) 被災証明書
- (2) 収入の状況に関する書類
- (3) 医師の意見書
- (4) 一部負担金の減免等の措置を受けることができる要件の確認が必要である場合にあっては、市長が他の目的のために保有する個人情報を当該確認のために利用することについての世帯主の同意書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該申請の事由を明らかにする書類

(平31規則38・令6規則66・一部改正)

(減免等の措置の承認等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、一部負担金の減免等の措置を行うことが適当と認めるときは、その旨を当該申請を行った者に通知するものとする。この場合において、市長は、当該通知と併せて、一部負担金／免除／徴収猶予／証明書（以下「免除等証明書」という。）を当該申請を行った者に交付するものとする。

2 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、一部負担金の減免等の措置を行うことが不適当と認めるときは、一部負担金減額・免除・徴収猶予承認・不承認通知書により、その旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

(平25規則16・平31規則38・令6規則66・一部改正)

(減免等の措置の実施基準等)

第5条 一部負担金の減免等の措置の実施基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 第2条第1号に該当する場合 法第44条第1項第2号の規定による一部負担金の支払免除措置（以下「支払免除措置」という。）
- (2) 第2条第2号に該当する場合で、当該世帯の収入の減少により、当該世帯の直近の収入及び第3条の規定による申請があったときにおける貯蓄額の合計額が市長が別に定める基準生活費以下となったとき 支払免除措置
- (3) 前2号に掲げる場合のいずれかに該当する場合で、市長が当該各号に定める措置を採る必要がないと認めるとき又は第2条第2号に該当する場合（前号に掲げる場合を除く。） 法第44条第1項第3号の規定による一部負担金の徴収猶予措置（以下「徴収

猶予措置」という。)

2 前項の規定による一部負担金の減免等の措置に係る期間は、次の各号に掲げる区分に
じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号又は第2号に係る措置 第3条の規定による申請があった日の属する
月から起算して3月以内

(2) 前項第3号に係る措置 第3条の規定による申請があった日から起算して6月以
内

3 第1項第1号又は第2号に係る措置を受けた者が引き続いて同一の事由により同一の
措置を受ける場合における一部負担金の減免等の措置に係る期間は、当初の一部負担金の
減免等の措置に係る期間と合算して6月を超えない期間とする。

(平25規則16・平31規則38・令6規則66・一部改正)

(資力の回復等の届出)

第6条 免除等証明書の交付を受けた者は、資力の回復等一部負担金の減免等の措置につき
市長が不相当と認める事由が生じたときは、その旨を市長に届け出るものとする。

(令6規則66・一部改正)

(保険医療機関等における減免等措置証明書の提示等)

第7条 免除等証明書の交付を受けた者は、一部負担金の減免等の措置を受けようとする
ときは、保険医療機関等における療養の給付を受ける際、当該証明書を提示しなければなら
ない。

2 一部負担金の減免等の措置は、前項の規定による提示がなかった場合においては、行わ
ない。

3 一部負担金の減免等の措置のうち、徴収猶予措置を受けた者は、市長が定める期間内に、
当該徴収猶予措置に係る一部負担金に相当する額を納付しなければならない。

(平31規則38・令6規則66・一部改正)

(減免等の措置の取消し)

第8条 市長は、一部負担金の減免等の措置を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると
きは、当該措置を取り消すことがある。

(1) 虚偽の申請その他不正な方法により、一部負担金の減免等の措置を受けたとき。

(2) 資力の回復等の事情の変化により、一部負担金の減免等の措置を行うことが不適
当と認めるとき。

2 前項の規定により一部負担金の減免等の措置を取り消された者(当該取消しに係る事由

が同項第2号に該当する場合においては、正当な理由がなく、第6条の規定による届出を怠った者に限る。)は、直ちに、当該取り消された措置に係る期間における支払免除措置又は徴収猶予措置に係る額を市に納付しなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定により一部負担金の減免等の措置を取り消したときは、遅滞なく、その旨を保険医療機関又は保険薬局に通知するものとする。

(平31規則38・令6規則66・一部改正)

(急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る徴収猶予措置の特例)

第9条 第2条から第5条までの規定にかかわらず、市長は、意識が消失し、又は精神上的障害により正常な意思表示が困難であると認められる被保険者が、本人の意思によらず保険医療機関等で療養の給付を受けた場合であって当該療養の給付に係る一部負担金を支払うことができる者がないと認められるときは、1年を超えない範囲内において、当該被保険者に係る徴収猶予措置を行うことがある。

- 2 前項の規定により徴収猶予措置を受けた者は、免除等申請書を提出することができるに至ったときは、直ちに、これを市長に提出しなければならない。

- 3 第6条及び第7条第3項の規定は、第1項の規定により徴収猶予措置を受けた者について準用する。この場合において、第6条中「免除等証明書の交付」とあるのは、「第9条第1項の規定により徴収猶予措置」と読み替えるものとする。

(令6規則66・追加)

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(令6規則66・旧第9条繰下)

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則〔平成25年3月29日規則第16号〕

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則〔平成27年12月28日規則第78号〕

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 改正前の枚方市国民健康保険一部負担金の減免等の措置に関する規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の枚方市国民健康保険一部負担金の減免等の措置に関する規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則〔平成31年3月29日規則第38号〕

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正前の枚方市国民健康保険一部負担金の減免等の措置に関する規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の枚方市国民健康保険一部負担金の減免等の措置に関する規則の様式により作成した用紙として使用することができる。
- 3 改正前の枚方市国民健康保険一部負担金の減免等の措置に関する規則様式第2号により作成した一部負担金減額・免除・徴収猶予証明書については、改正後の枚方市国民健康保険一部負担金の減免等の措置に関する規則様式第2号により作成した一部負担金／免除／徴収猶予／証明書とみなす。

附 則〔令和2年12月28日規則第85号〕

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規則による改正後のそれぞれの規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則〔令和6年12月2日規則第66号〕

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項第2号の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請された徴収猶予措置について適用し、施行日前に申請された徴収猶予措置については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第9条の規定は、施行日以後に被保険者が受けた療養の給付について適用し、施行日前に被保険者が受けた療養の給付については、なお従前の例による。